

接待を伴う飲食店等の従業員等に対する新型コロナウイルス PCR 検査の実施期間の延長について



ターゲット 3.3

令和2年10月16日

郡山市保健福祉部

保健所生活衛生課

担当：半澤 正幸

TEL：924-2157

SDGs ターゲット 3.3 「伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する」

本日から、接待を伴う飲食店等の従業員等に対するPCR検査の実施期間を延長します。

| | |
|-----------|--|
| 目的 | 郡山市内で新型コロナウイルス感染者の発生が継続していることから、市の玄関口である郡山駅前周辺の店を対象に接待を伴う飲食店等の従業員等に対するPCR検査を実施し、従業員や利用客から市民全体への感染防止に資する。 |
| 対象施設及び対象者 | 郡山駅前周辺（駅前一丁目、駅前一丁目、中町、大町一丁目）の接待を伴う飲食店等の従業員（無症状者に限る） ※原則、店の全従業員が同時に検体を採る場合に限る |
| 実施期間 | 検査申込 令和2年10月8日（木）～11月24日（火） （平日の9時から17時まで） |
| | 検体受付 令和2年10月13日（火）～28日（水）の火曜日と水曜日 及び令和2年11月4日（水）、5日（木）、10日（火）、11日（水） 17日（火）、18日（水）、24日（火）、25日（水） （全14日間：うち10月は6日間、11月は8日間） |
| 検査料 | 無料（行政検査） |
| 検査方法 | 唾液を用いたPCR検査 （保健所で配布した採取容器に被検査者自身が唾液を採取し、代表者がまとめて保健所に搬入） |
| 結果の交付 | 検査を受けた日及び結果等について文書で通知 |